

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、家庭児童相談室(25・1110)や中濃子ども相談センター(25・3111)に連絡してください。通告者の秘密は守られ、もし虐待ではなかったとしても、通告をした人の責任は問われません。子どもを虐待から守るために、地域の皆さんのご協力をお願いします。



守ろうよ
未来を見つめる
小さなひとみ

児童相談所全国共通ダイヤル **0570-064-000** ※PHS や一部のIP電話からはつながりません

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に県内の女性人権擁護委員が電話で応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

◇相談日 11月15日(日)～21日(土)

午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時

※強化週間以外の日は、平日午前8時30分～午後5時15分

◇相談電話番号 0570・070・810

(女性の人権ホットライン)

※詳細については、岐阜県地方務局人権擁護課(058・245・3181)へ

問 多文化共生課 内線 362

平成21年分

年末調整・青色申告決算説明会

平成21年分所得税についての説明会を開催します。

青色申告決算等説明会

◇とき 11月19日(木) 午前10時～正午

◇ところ 文化会館

年末調整等説明会

◇とき 11月19日(木) 午後1時30分～3時30分

◇ところ 文化会館

※関係書類は11月5日ごろに発送します。いずれの説明会も送付された資料を持参しご来場ください。なお、不足する用紙がある場合は、説明会開催日に会場内受付に申し出てください

◇問い合わせ先

- ・青色申告、法定調書、源泉所得税については、関税務署(0575・22・2233)へ
- ・給与支払報告書については、税務課へ

問 税務課 内線 513

住民税の特別徴収を実施されていない事業主の皆さんへ

～従業員の住民税の特別徴収実施のお願い～

住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。

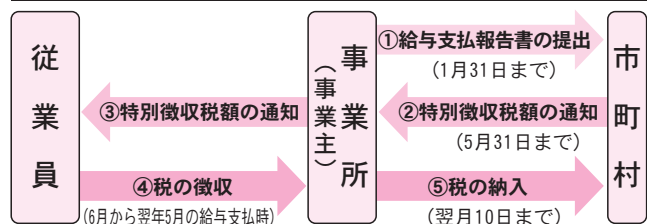
事業主の皆さんが特別徴収に切り替えていただくと、従業員一人ひとりが金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、さらに、普通徴収(納付書を使って納付する方法)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の1回あたりの負担が少なくて済みます。従業員の納税に対する便宜を考慮していただき、住民税の特別徴収の実施をお願いします。

◇特別徴収の事務

毎年5月に事業所あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

※事業所で常時働いている人が10人未満の場合、市町村に納入する回数を年2回(12月と翌年6月)とする納期特例という方法もありますのでご相談ください

住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



問 税務課 内線 213